

特別号  
SPECIAL  
2023

Japan  
Bank for  
International  
Cooperation

# JBIC

## Today

日本の力を、世界のために。

国際協力銀行 | 広報誌

## 2023年JBIC法改正

日本と世界の未来のために  
JBICは進み続ける

インタビュー

橋山重人 (JBIC専務取締役)

「未来を見据えたJBICの業務革新」

対談

小山 堅 (日本エネルギー経済研究所)

× 関根宏樹 (JBIC常務執行役員)







表紙イラスト：タケウマ

# JBIC Today

Japan Bank for International Cooperation

「JBIC Today」は、JBICの様々な取り組みを発信する広報誌として2003年より刊行。時流を捉えた特集記事や、JBICの支援を受け海外展開する中堅・中小企業の代表者のインタビュー記事、JBICで活躍する若手職員のインタビュー記事などを掲載しています。

- 刊行：年4回（1月・4月・7月・10月）
- 言語：日本語／英語 ● 形態：冊子／PDF／WEB

詳しくはこちらをご覧ください ▶▶▶



## Back Number



2023年10月号

【特集】  
中東欧の現在地



2023年7月号

【特集】インド  
新経済大国の勃興



2023年5月号

【特集】ベトナム投資は  
共創の時代へ



2023年1月号

【特集】地政学・地経学  
から見える世界

# 2023年 JBIC法改正

日本と世界の未来のために  
JBICは進み続ける



## Contents

4 JBICが果たす役割は  
時代のニーズとともに変化を続けています

6 **インタビュー** 未来を見据えたJBICの業務革新  
—— 橋山重人 (JBIC専務取締役)



8 **2023年** JBIC法改正 3つのポイント

- 9 ①日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化
- 13 ②スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し
- 15 ③国際協調によるウクライナ復興支援への参画

16 **対談** 法改正は新しい挑戦への道しるべ  
—— 小山 堅 (日本エネルギー経済研究所) × 関根宏樹 (JBIC常務執行役員)

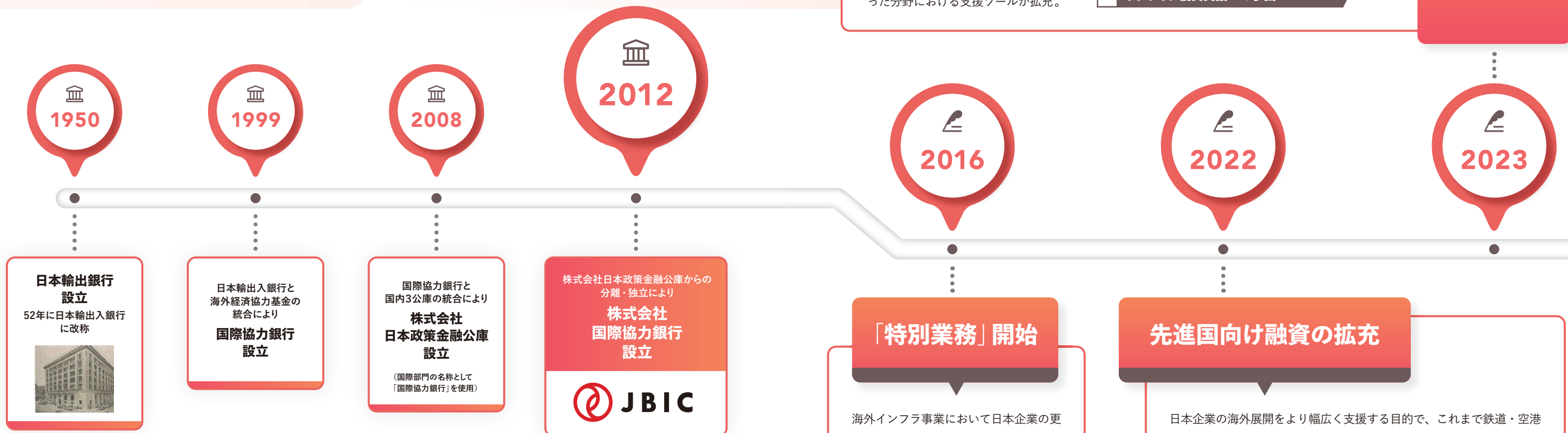
22 JBIC PROFILE 機能と役割





# JBICが果たす役割は 時代のニーズとともに変化を続けています

1950年に前身の日本輸出銀行が設立されてから70年以上にわたり、株式会社国際協力銀行（JBIC）は政策金融機関として、日本および国際経済社会の健全な発展に貢献してきました。時代の変化によるニーズを受けてその業務を多様化させながら、果たすべき役割と社会からの期待に応え続けます。



日本経済を取り巻く国際情勢の変化等を踏まえて、2023年4月に「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」が公布、同年10月に全面施行し、JBICの更なる機能強化が図られた。これに伴い、①日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーン強靱化、②デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し、③国際協調によるウクライナ復興支援への参画、といった分野における支援ツールが拡充。



- 1 日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化 9ページ
- 2 スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し 13ページ
- 3 国際協調によるウクライナ復興支援への参画 15ページ

**法改正**

**JBICとは?** 株式会社国際協力銀行（JBIC）は、日本政府が全株式を保有する政府系金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、4つのミッションのもと、金融支援業務等を行い、日本および国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

## 4つのミッション

<p>日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進</p>	<p>日本の産業の国際競争力の維持および向上</p>
<p>地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進</p>	<p>国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処</p>

## 「特別業務」開始

海外インフラ事業において日本企業の更なるリスクテイクを可能とすべく、2016年10月より「特別業務」が開始。これにより、勘定全体において収入が支出を償うように利率等を定めることを求める収支相償原則は維持しつつ、個別案件ごとに確実な償還が見込めない案件への融資が可能に。2023年法改正ではこれまでインフラ分野支援に限定されていた「特別業務」の範囲が拡大され、新技術・ビジネスモデルやスタートアップ企業向けの支援など、更なるリスクテイクが可能に。

▶ 14ページ



## 先進国向け融資の拡充

日本企業の海外展開をより幅広く支援する目的で、これまで鉄道・空港などの個別業種ごとに限定されていた先進国向け支援対象分野を、以下のとおり拡大。日本企業の更なる海外展開支援を後押し可能に。

先進国向け輸出に対する  
**輸出金融**

先進国事業に対する  
**投資金融**

- NEW 業種横断的観点からの支援**
- 先端技術・新たなビジネスモデルの活用
  - 温室効果ガスの排出削減に寄与する措置
  - 日本のサプライチェーン強靱化のための重要物資・技術支援

- 個別業種指定による支援**
- 鉄道 空港 再生可能エネルギー 送配電 蓄電 水素等
- NEW** 医療機器 半導体 バイオ医薬品  
燃料アンモニア EV/FCV



# 未来を見据えたJBICの業務革新

時代の変化に応じながら、JBICがその役割をさらに果たすために、今回の法改正は行われた。今後JBICはどのような変貌を遂げるのか。そして、これからのJBICが果たす役割とは。橋山重人代表取締役専務取締役が語る。

## 日本企業のグローバルサプライチェーンを発展させ日本の産業競争力を強化

2023年の通常国会で可決・成立した改正JBIC法に先立ち、日本政府は経済安全保障推進法を成立させました。「安全保障」を出発点とし、経済活動における安全を害する行為を未然に防止することを目的とするこの法律には、次の4つのポイントがあります——①重要物資の安定的な供給の確保、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、③先端的重要技術の開発支援、④特許出願の非公開。

なかでも、「重要物資の安定的な供給の確保」と「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保」は、産業競争力の強化という観点から、国内での体制整備だけでなく、日本企業が優位性を発揮できているグローバルサプライチェーンそのものの発展強化が必要です。事実、日本国内だけでなく世界各地にまたがるグローバルサプライチェーンで活躍し、そこで実績を上げているのが、真に国際競争力を有する日本企業の姿です。したがって、この部分を強化することは日本の国益に直結する——この発想が、今回のJBIC法改正の根幹にあります。

日本の産業を取り巻く環境は大きく変化しています。外部環境では、効率性重視のグローバルサプライチェーンが構築されてきた中で、昨今、国家間の不十分な相互理解に起因する経済的な紛争が表面化している実情があります。さらには、緩やかなブ

ロック経済化への回帰も想定されています。その一方で、国内市場には成長性の限界が見えています。少子高齢化の進展による「人口オーナス」（生産年齢人口に対して、14歳以下と65歳以上の従属人口の割合が上回ること）に表象されるように、足下の潜在成長率は低い。こうした点から、グローバルな事業展開が、これからの日本の産業競争力の強化において一層重要になると認識されています。

## 日本企業の競争力と技術革新を企業経済に必要な「資本」の面から後押し

グローバルに活躍している日本企業の大きな特徴として、技術的な優位性を持っている、という点が挙げられます。そこでJBICの役割としては、企業経済に必要な「資本」「労働」「技術」のうちの「資本」を補完することで、世界市場における日本企業の活躍を一層後押しするとともに、さらなる技術革新をも後押しすることが期待されています。

例えば、半導体のサプライチェーンは世界中に張り巡らされていますが、なかでも素材や製造装置の市場では、日本企業が圧倒的な技術力に基づく競争力を有しています。そうした企業の競争力を維持強化するには、日本企業への支援に加え、日本企業が構成員の一翼を担うグローバルサプライチェーン全体を強靱化する必要があります。このような観点から、JBICによる外国企業への融資が可能になりました。

### ▶▶ 法改正のポイント①（9ページ）

また、さまざまな世界課題の中でも、特に喫緊の課題である気候変動対策においては、温室効果ガス削減、気候変動と連動するエネルギー、水や土壌、インフラ整備などの面で、技術革新によるブレイクスルーが不可欠です。優れた技術を持ち、ゲームチェンジャーとなりうる企業がさらに成長するために、JBICとしても、そのリスクテイクを積極的にサポートします。

### ▶▶ 法改正のポイント②（13ページ）

さらに今回の法改正により、国際協調の下でウクライナ支援に参画する観点から、国際機関と連携して将来的な本格復興に向けた支援を継続できる体制も整えられました。

### ▶▶ 法改正のポイント③（15ページ）

## 先の見えない世の中でも臨機応変に対応する

時代のニーズに応じて、JBICはこれまでもその役割や機能を多様化させてきまし

た。地政学的リスクが増大し、それに伴う世の中の変化も大きく、「次に何が起こるかわからない」という予見性の低い中でも、その状況に対応できるような柔軟性を備え、幅広いスコープをもって業務を進めることができるようになった。これが、今回の法改正の特徴と言えます。

JBICの役割は、JBIC法第1条にあるように、「日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進」、「日本の産業の国際競争力の維持および向上」、「地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進」、そして「国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処」の4点です。

現在、世界秩序が急激かつ根本的に変化中、これまで以上に機動的で、効果的な活動が、JBICに求められています。世界中に情報ネットワークを構築しつつ、公的機関と金融機関という2つの視点から、日本企業の海外事業戦略と世界各国の国益

海図なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く

「羅針盤」であり続けるために——

## 橋山重人

HASHIYAMA Shigeto

JBIC 代表取締役専務取締役

1990年、一橋大学経済学部卒業後、日本輸出入銀行（現 JBIC）入行。産業ファイナンス部門産業投資・貿易部長などを経て、2018年に常務執行役員企画部門長、21年に常務取締役就任。22年6月より現職。

## ルールは変えればいい ルールに縛られるな、ルールを縛れ

JBICは、その理念として「海図なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く『羅針盤』でありたい」と掲げています。ただ、「羅針盤」であると同時に、その先を見つめるという姿勢が、今まで以上に必要になっています。気候変動における国家間相互尊重に基づく現実的な共通解決策模索と実施、再生可能エネルギー事業における人権配慮、デカップリング進展過程における日本の産業の国際競争力維持強化のためのレベルプレイングフィールドの設定等、課題は複雑化してきています。事実を迅速かつ

正確に確認し、仮説を立てながらプロジェクトを進めることが重要です。技術を含めた各業界の競争条件に自らが没入した上で、解決策を柔軟に編み出していくことが、今後JBICとして発揮すべき役割です。

そのためには、自由な発想で、新鮮な気持ちで事実を受け止めて、そして予測される将来から帰納していくことが大切です。前例から学ぶことももちろん必要ですが、そこに囚われてはいけません。私はいつも「ルールは変えればいい。ルールに縛られるな、ルールを縛れ」と職員たちに言っています。

私たちは自らの立ち位置を確認しながらも、その位置を常に変えていく必要があります。柔軟性、多様性、積極性を持って、世界の最前線で起きている問題に対して自らが確認し、意識を向け、解決策を考える——。その姿勢が、一人ひとりの職員にも、JBICという組織自体にも、今まさに求められています。



2023年

# JBIC法改正 3つのポイント

2023年4月、「株式会社国際協力銀行法」(JBIC法)の一部が改正された。今回の法改正のポイントは3つ。激変する国際情勢において日本の企業と産業が競争力を強化するために、さまざまな支援の枠組みが新設された。



## 2023年法改正3つのポイント

POINT  
1

日本の産業の国際競争力の維持・向上に資する  
サプライチェーンの強靱化

POINT  
2

スタートアップ企業を含む  
日本企業の更なるリスクテイクの後押し

POINT  
3

国際協調による  
ウクライナ復興支援への参画

今回の法改正は、3つの柱から成る——  
①日本企業のサプライチェーンの強靱化、  
②スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し、  
③国際協調によるウクライナ復興支援への参画。  
国際経済におけるサプライチェーンの重

要性が高まる中、日本の産業において外国企業が重要な役割を果たしている場合には、JBICによる融資が可能になった。また、海外事業を手がける国内のスタートアップ企業等向け出資・社債取得が可能となったほか、個別案件ごとの償還確実性を必要と

しない「特別業務」の範囲が拡充。民間企業の更なるリスクテイクの後押しする狙いだ。さらに、貸付保証の対象に「国際機関による貸付け」が追加され、国際協調に則るといふ政府の方針のもと、JBICとしてウクライナ復興支援に貢献する。



CHECK

### 「JBIC法」とは？

政策金融機関である株式会社国際協力銀行(JBIC)は、2011年5月に公布・施行された株式会社国際協力銀行法(JBIC法)に基づいて発足。JBICが行う支援(融資・保証・

出資など)の内容は、すべて法律および関連の政令・省令で規定されている。時代の変化と社会のニーズにあわせ、当該法令の改正手続きを経て、その業務内容が見直されている。

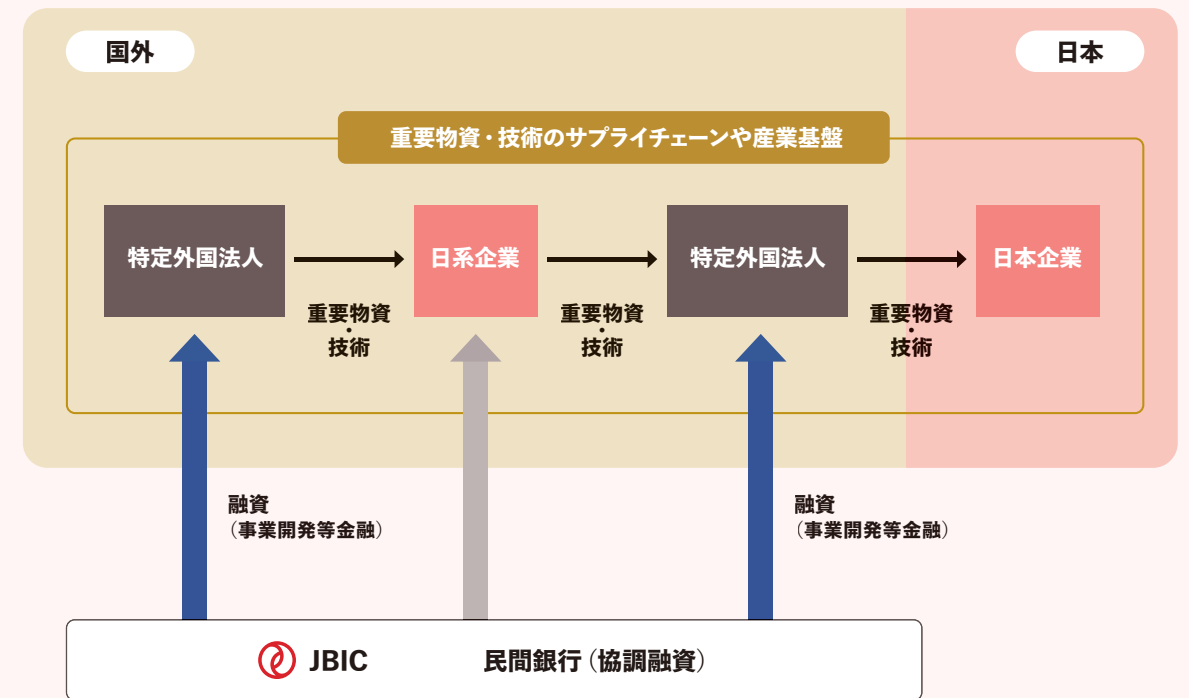
POINT  
1

## 日本の産業の国際競争力の維持・向上に資する サプライチェーンの強靱化

昨今の国際政治経済情勢を踏まえ、サプライチェーンの強靱化に向けて経営資源を投入する動きが拡大している。国際分業体制の下での安定調達を目指し、外国企業、海外子会社を含めたサプライチェーン全体を支援する。

### 特定外国法人向け融資を新設

日本企業のサプライチェーンや産業基盤を支える外国企業への支援が可能に



➡ : 新たに可能になったもの ➡ : 従来可能なもの

半導体、蓄電池など、国民生活に欠かせない重要物資・技術のサプライチェーンや産業基盤は、現在、国際生産分業が高度に発達している。複雑化する国際情勢を踏まえ、こうしたサプライチェーン・産業基盤に組み込まれた外国企業(=特定外国法人)が、融資対象として新たに追加された(具体的な対象は財務省令で指定)。

特定外国法人に対する融資等の検討にあたっては、経済安全保障の視点を含む日本の産業の国際競争力の維持及び向上に資するよう、以下の点などが審査される。

● JBICによる融資等が、日本企業が調達する重要物資のサプライチェーン強靱化や日本企業が利用する重要技術の提供促進に必要であるか。

● 外部の法的環境等により支援対象事業に支障が生じる懸念がないか。

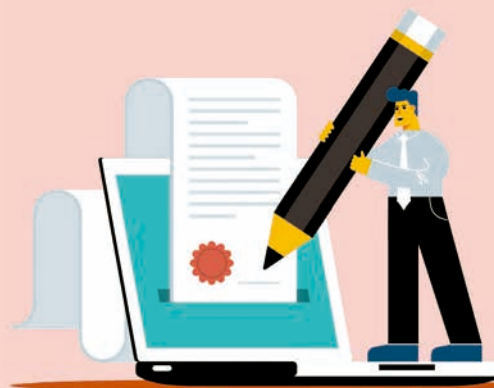
● 我が国の産業のノウハウやデータが外部に流出する懸念がないか。

また、この検討にあたり、特定外国法人とサプライチェーンのつながりのある日本企業(海外日系企業を含む。以下同じ)または事業基盤の利用において関係のある日本企業から支援要請があることが前提となる。

その他、通常の融資案件等と同様、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」に基づく環境社会配慮が実施されていることの確認が別途行われる。

## 特定外国法人向け融資の対象となるもの

新たに追加された特定外国法人への融資は、日本企業にとって「重要な物資」の調達や「重要な技術」の提供、また、日本企業の「海外における事業活動に必要な基盤」の整備において外国企業が重要な役割を果たしている場合に融資対象となる。具体的には、財務省令によって以下のものが指定されている。



### 重要な物資

以下の事業のうち、日本企業・日系企業が調達する物資の供給網の強靱化に必要なもの

- 我が国にとって重要な資源の開発
- 再生可能エネルギーによる発電に必要な設備等の製造
- 蓄電池の製造 ● 船舶・航空機の部分品・附属品の製造
- 医療機器の開発及び製造 ● 医薬品の開発及び製造 ● 電動機（モーター）の製造
- 半導体（製造に必要な原材料及び装置を含む）の製造
- 食料の生産（農業を含む）に必要な肥料、農機具その他の物資の開発及び製造
- 低炭素素材の製造

### 重要な技術

以下の事業のうち、日本企業・日系企業が利用する技術の提供の促進に必要なもの

- 人工知能関連技術の開発
- 量子計算機その他の量子の特性を利用した装置に関する技術の開発
- バイオテクノロジーに関する技術の開発
- ブロックチェーン技術の開発

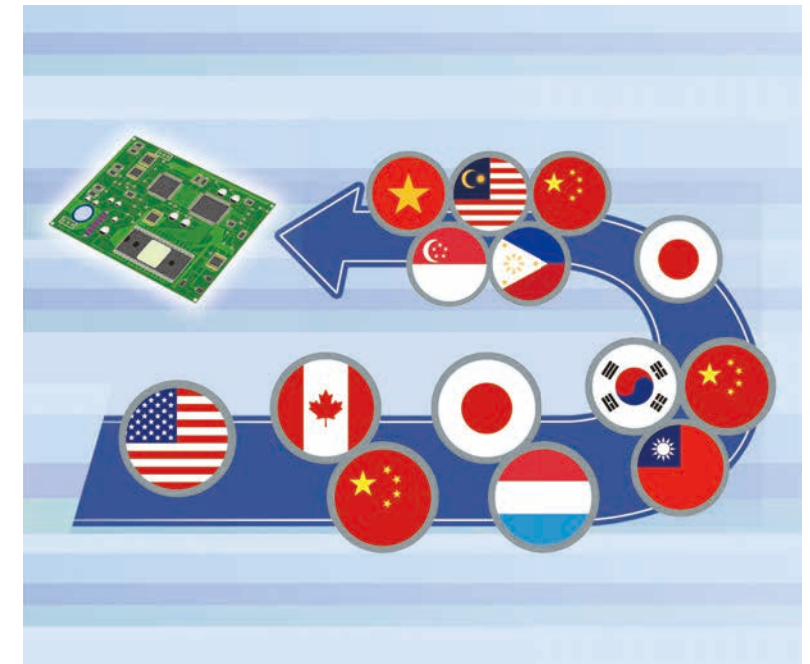
### 海外における事業活動に必要な基盤

以下の事業のうち、日本企業・日系企業が利用する技術の提供の促進に必要なもの

- 再生可能エネルギーによる電気の供給に必要な発電、送電その他の基盤の整備
- 情報通信技術を活用するための基盤の整備（情報通信に係る人工衛星の打上げ、追跡及び運用を含む）
- 医療

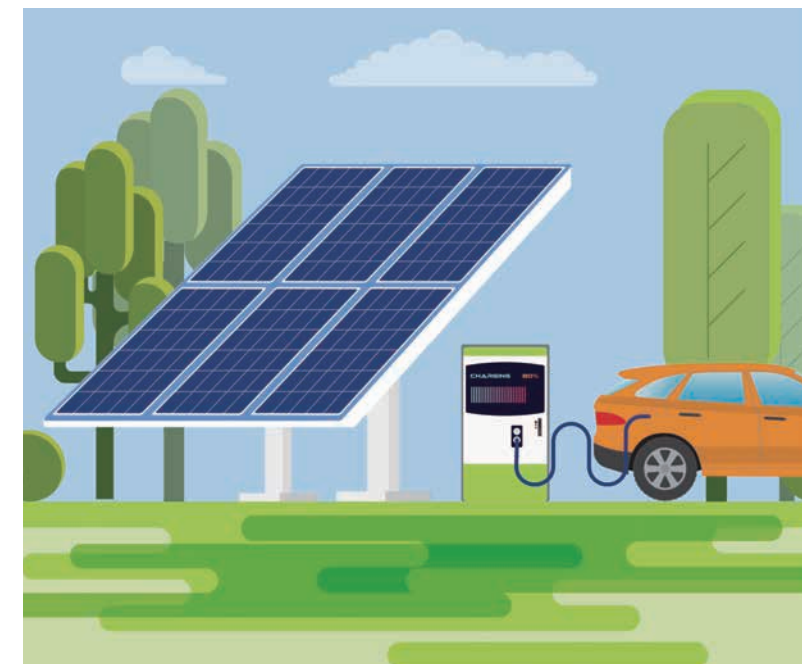
## 〔CASE 1〕 半導体サプライチェーンの強靱化

半導体の製造工程は細分化され、世界を巡るサプライチェーンが構築されている。各段階は、高い技術力を有する企業が独占的地位を有していることが多い。もし何らかの理由で他国企業の生産が止まれば、日本企業の実業も止まる。サプライチェーンに含まれる他国企業が安定的に生産することは、日本企業にとっても非常に重要だ。そこで、こうした日本企業からの要請を受けて、JBICが直接、外国企業を支援する。当該日本企業の実業を守るだけでなく、半導体の世界的な供給を維持して、日本と世界の需要に貢献する。



## 〔CASE 2〕 電気自動車サプライチェーンのビジネス機会を捉える

電気自動車（EV）の普及で需要が急増しているリチウムイオン電池。日本の大手電機メーカーは世界トップのEVメーカーに独占提供しているが、競争は激しい。より高品質で環境にも配慮した製品への改良を進めるためには、原料となる鉱物の採掘はじめ他国企業との協業が不可欠だ。JBICは日本企業とそのパートナーである外国企業とを一体的に支援し、重要物資のサプライチェーンにおける日本企業を支援していく。





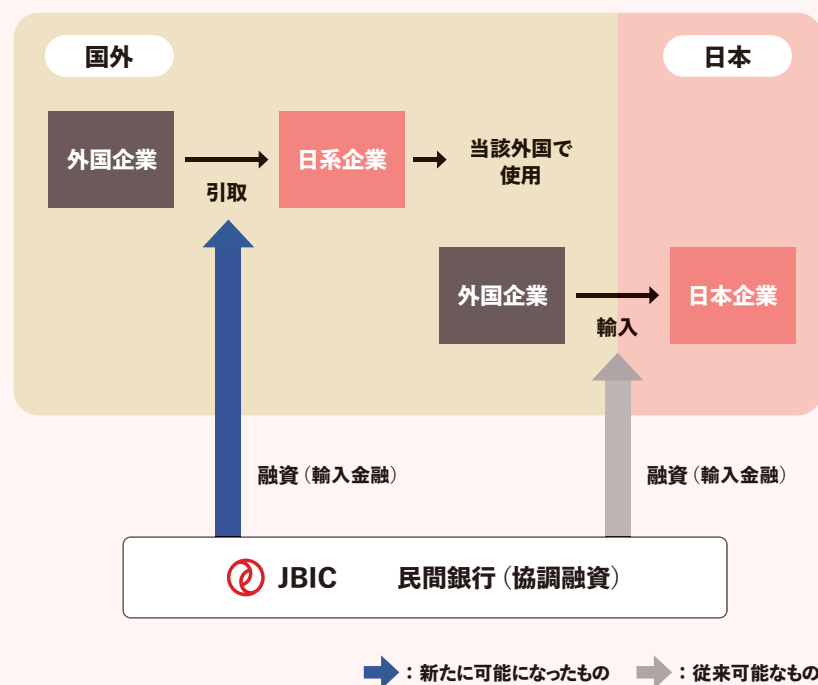
## 海外での資源引き取りを対象に追加

資源等の日本国内への輸入に加え、海外で引き取る場合も融資可能に

JBICの輸入金融はこれまで、資源等を海外から日本へ輸入する場合を対象としてきた。しかし、昨今の日本企業のグローバル展開においては、海外で調達した資源等をそのまま日本国外にある日系企業で引き取り、そこで製品の製造・販売を行うケースも増えている。そうした状況に対応すべく、日本企業が海外で外国企業から資源等を引き取る場合も輸入金融の対象になった（海外で調達した資源をもとに製品を製造・販売する場合も同様）。

**CHECK**

対象となる資源……石油、石油ガス、天然ガス、石炭、ウラン、金属鉱物、金属、燐鉱石、螢石、塩、木材、木材チップ、パルプ、バイオマスに由来する燃料、水素、燃料として使用されるアンモニアなど



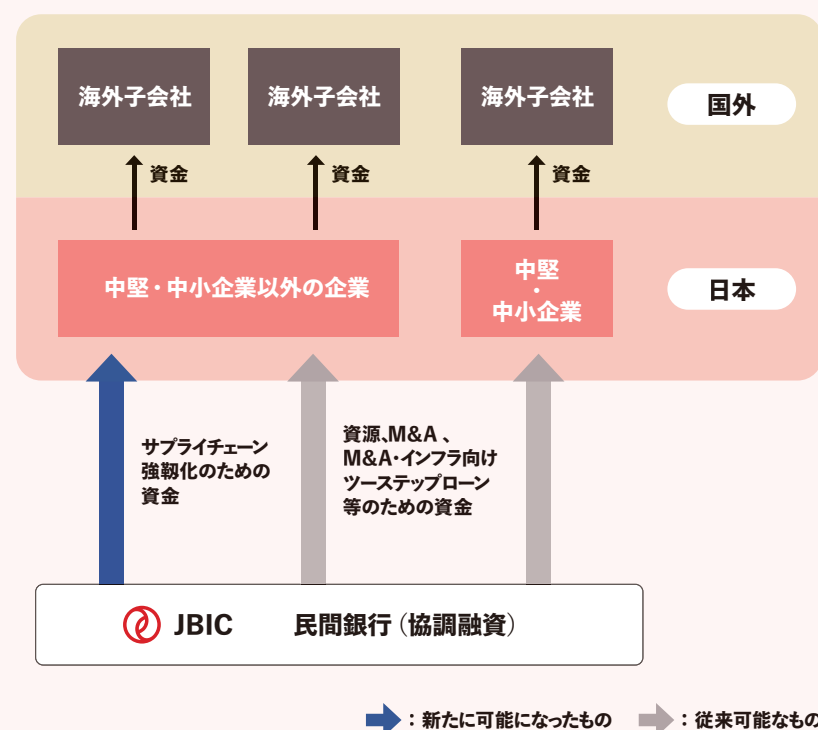
## 日本企業向けサプライチェーン強靱化支援を拡大

サプライチェーン強靱化のための海外事業資金への日本企業向け支援を柔軟化

日本企業のサプライチェーンは国境を越えて広がっている。その実態を踏まえ、国内企業が海外の子会社に提供する事業資金についても、JBICによる融資対象に追加された。中堅・中小企業以外の企業に対しては、これまで資源、M&A、インフラ向けツーステップローンのための資金に限り融資が可能であったが、そこにサプライチェーン強靱化のための海外事業資金を追加。これにより、日本企業の海外サプライチェーンを上流から下流にわたって支援する。なお、従来から国内向け融資の対象となっていた中堅・中小企業向け融資については、変更ない。

**CHECK**

「中小企業」……原則として資本金3億円以下または常時使用する従業員数が300人以下（製造業の場合）の企業および個人（業種ごとに異なる。また、一部業種は対象外）  
「中堅企業」……資本金10億円未満の企業（いずれも上場企業も対象だが、大企業の連結子会社は対象外）



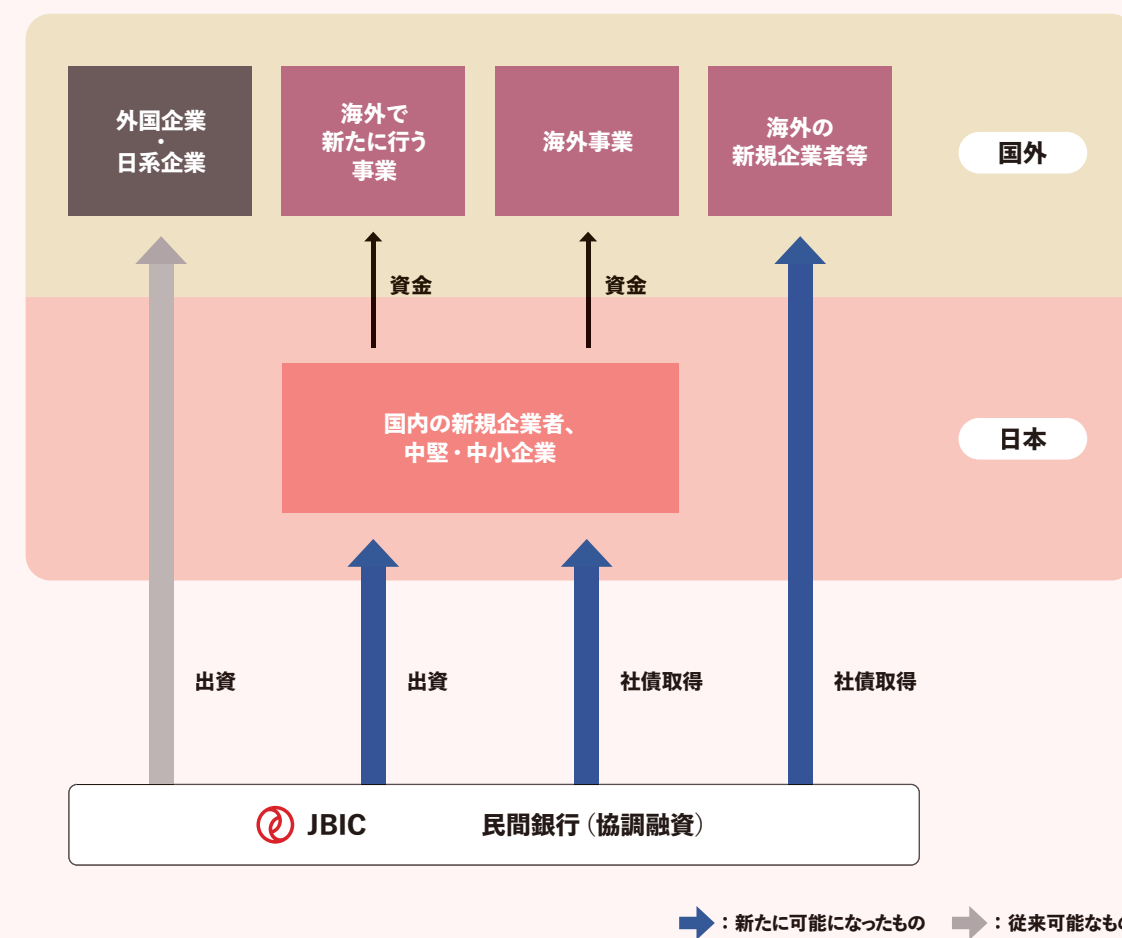
POINT  
**2**

## スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し

高リスクの融資に対応する「特別業務勘定」での支援を、資源開発や新技術の事業化、スタートアップの支援にも拡大。経済安全保障への対応やデジタル・脱炭素など成長分野への進出を後押しする。

## 国内スタートアップ企業等向け支援を新設

海外事業を行う国内スタートアップ企業や中堅・中小企業への出資・社債取得等が可能に



国内のスタートアップ企業や中堅・中小企業の海外事業資金について、JBICはこれまで直接出資することができず、企業は海外子会社を新規に設立する必要があった。しかし出資を通じた国内調達のニーズを踏まえ、新たに海外事業展開を行う新規企業者等や中堅・中小企業に

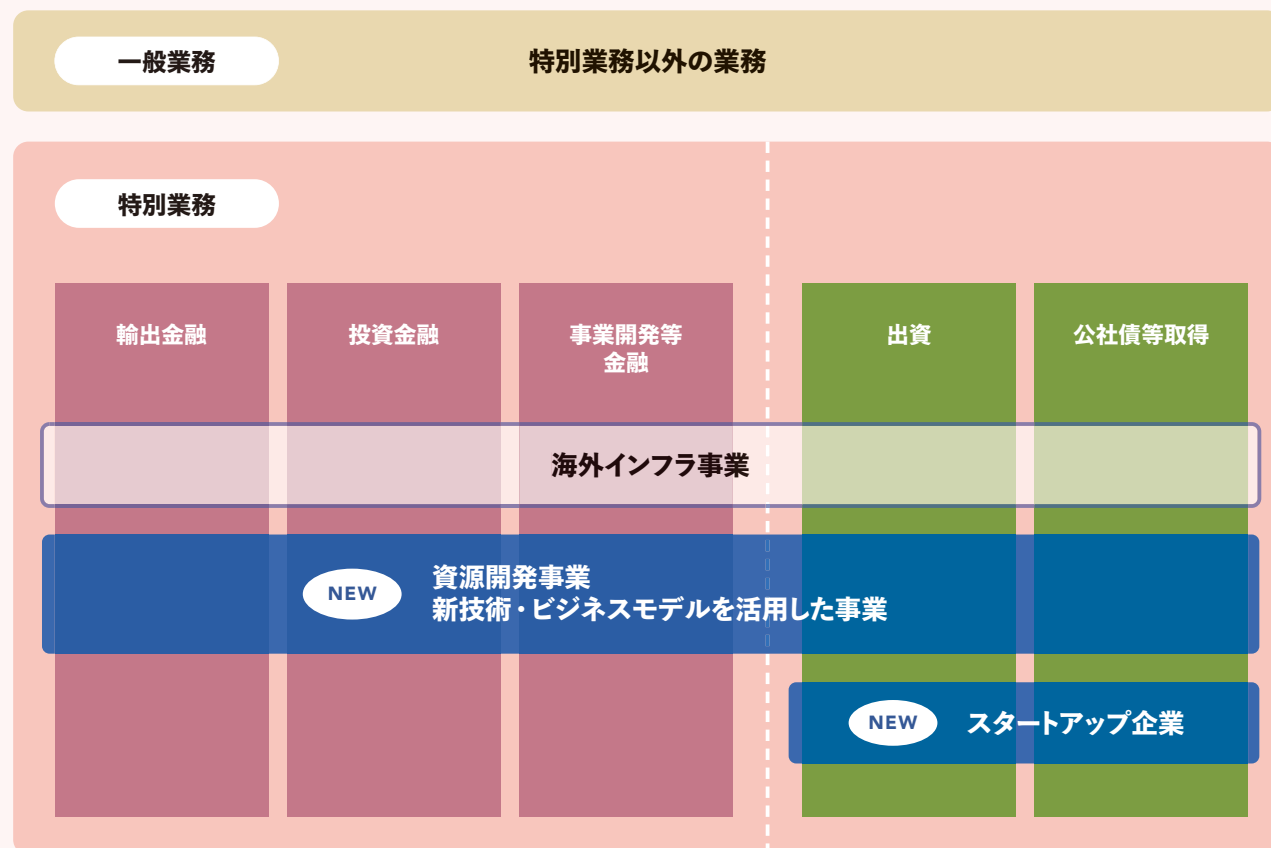
し、直接出資および社債取得による支援が可能になった。特にデジタル分野やグリーン分野では、スタートアップが今後大きな役割を果たす。海外への事業展開を機動的に支援することで、イノベーションの社会実装を促進する。

**CHECK**

「新規企業者等」……設立または事業開始から10年未満の法人等（大企業の子会社等は除く）

## 特別業務の対象分野を拡大

資源開発、新技術・ビジネスモデル、スタートアップ企業を特別業務で支援可能に



海外インフラ事業を対象として、個別案件ごとの償還確実性を必要としない「特別業務」が2016年に開始された。この対象に「資源開発事業」「新技術・ビジネスモデルを活用した事業」「スタートアップ企業への出資・社債取得」を追加。デジタル・トランスフォーメーション（DX）やグリーン・トランスフォーメーション（GX）への対応が求められる中、既存の枠にとらわれないイノベーションの推進は急務であり、新たな挑戦への後押しの重要性が高まっている。これらへのJBICによる支援を可能とすることで、日本企業のより一層のリスクテイクを促す。



**CHECK** 「資源開発事業」……レアアース等のレアメタル、エネルギー源を含む資源の開発  
「新技術・ビジネスモデルを活用した事業」……先進的なデジタル技術を活用した事業、脱炭素化に資する技術を活用したグリーンイノベーション関連事業、フィンテックを活用したサービス利用者の利便性向上につながる事業等

### POINT 3

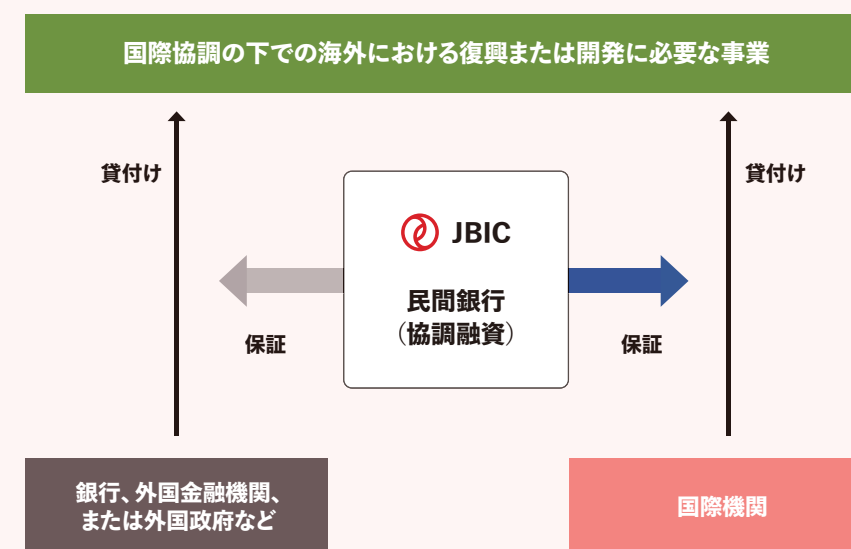
## 国際協調による ウクライナ復興支援への参画

ウクライナ復興支援を念頭に、国際金融機関が実施する民間の復興事業向けのローンをJBICが保証可能に。

### 国際機関のローンを保証可能に

ウクライナ復興支援など国際協調の下に行われる事業を  
資金面から援助可能に

JBICでは民間金融機関の融資などに対する保証業務を行っているが、海外での復興・開発事業の場合、銀行や外国金融機関・外国政府等からの借入れに対してのみ保証が可能だった。ロシアの侵攻を受けたウクライナの復興支援を念頭に、国際金融機関による貸付けを保証対象に追加。JBICのミッションの一つである「国際金融秩序の維持」に則った業務となる（一般業務勘定）。



➡：新たに可能になったもの ➡：従来可能なもの

## JBIC主導による「ウクライナ投資プラットフォーム」の立ち上げ

2023年5月、JBICはG7各国の開発金融機関および欧州復興開発銀行（EBRD）とともに「ウクライナ投資プラットフォーム」の設立に合意。各参加機関が、相互に知見や実績を共有し、効果的なコーディネーションを推進することで、ファイナンス面でウクライナ復興支援に貢献する。

**【参加機関】**  
JBIC、独立行政法人国際協力機構（JICA）、Cassa di Risparmio di Padova e Rovigo（イタリア）、FinDev Canada（カナダ）、PROPARCO（フランス）、U.S. International Development Finance Corporation（DFC、アメリカ）、British International Investment（BII、イギリス）、Deutsche Investitions- und Entwicklungsgesellschaft mbH（DEG、ドイツ）



投資プラットフォーム設立で合意し、MOUに署名した各機関の総裁



KOYAMA Ken

日本エネルギー経済研究所  
専務理事・首席研究員

1986年、早稲田大学大学院経済学修士  
修了後、入所。国際石油・エネルギー  
情勢やエネルギー安全保障問題などを  
研究。2001年、英ダンディ大学博士号  
(PhD)取得。政府のエネルギー関連審  
議会委員などを歴任。13年より東京  
大学公共政策大学院客員教授。著書に  
『地政学から読み解く！戦略物資の未  
来地図』(あさ出版)など。2023年、  
「The OPEC Award for Research」を  
アジア人として初受賞。



# 法改正は新しい 挑戦への道しるべ

## プロデュース力を発揮し、日本と世界 を取り巻く大変動に適応するために

米中の対立、新型コロナウイルス感染症のパン  
—いま、世界は「大変動」の渦中にある。それらに日本がうま  
法改正に至る世界情勢とJBICに求められる役割について、日本  
JBIC常務執行役員インフラ・環境ファイ

デミック、そして、ロシアによるウクライナ侵攻  
く適応していくことを後押しするのが、2023年JBIC法改正だ。  
エネルギー経済研究所専務理事・首席研究員の小山堅さんと、  
ナンス部門長の関根宏樹さんが語り合う。

SEKINE Hiroki

JBIC 常務執行役員  
インフラ・環境ファイナンス部門長  
1995年、東京大学経済学部卒業、日本  
輸出入銀行(現 JBIC)入行。2005年、  
ロンドン・ビジネススクール金融修士  
課程修了。インフラ・ファイナンス部  
門などを経て、20~21年、英国王立国  
際問題研究所客員研究員。帰国後、企  
画部門業務企画担当特命審議役とし  
て、法改正に向けた実務を担当。23年  
より現職。



日本エネルギー経済研究所  
専務理事・首席研究員

### 小山 堅

JBIC常務執行役員  
インフラ・環境ファイナンス部門長

### 関根 宏 樹



世界は今、本当に大きく変わろうとしています。  
重要な鍵になるのがファイナンスの力であり、  
日本でその中心に座っているのがJBICです。



共に目標へ向かうパートナーとしての姿勢を持ち、  
我々から解決策を提案していくことも必要。  
これからのJBICには「プロデュース力」が求められます。



## ある国が資源エネルギーをさまざまな圧力や 駆け引きに使うと、莫大な影響力が生まれ、 資源エネルギーは「戦略物資」となる

### ロシアのウクライナ侵攻で “武器化”したエネルギーが 世界を揺さぶる

**関根** 今回のJBIC法改正の背景には、現在の、資源エネルギーを巡る世界の動向が大いに影響しています。小山さんはそうした資源エネルギーについて、「戦略物資」という観点から分析していらっしゃいます。

**小山** 部屋の電気をつける、ガスを使って料理する、自動車を運転する……。私たちは毎日、さまざまな資源エネルギーを使って生活しています。普段は当たり前すぎて意識していないかもしれませんが、経済や暮らしに不可欠なものであり、資源エネルギーは国の命運を分けるものとも言えます。そのため、ある国が資源エネルギーをさまざまな圧力や駆け引きに使うと、莫大な影響力が生まれ、資源エネルギーは「戦略物資」となるのです。ウクライナ危機によるエネルギー情勢の激変は、ロシアによる

「戦略物資の武器化」という観点から理解することができます。

世界はこれまで安いロシアの資源エネルギーに頼り、とりわけ欧州は、天然ガスをはじめ資源エネルギーの調達面でロシアと深い相互関係を結んでいました。しかし、ウクライナ侵攻後に西側の経済制裁が課せられる中、ロシアのエネルギー輸出そのものがリスク要因と化しました。今、欧州ではロシアへの資源依存からいかに脱却するか、サバイバルゲームとなっています。コストをかけても安定した資源の供給を目指す方向に舵を切っています。

**関根** 今回のウクライナ侵攻では、資源が戦略物資となるリスクを改めて目の前に突き付けられました。だからこそ、今の時代に合ったリスクコントロールの在り方をしっかり見つめ直して、私たちの暮らしに不可欠な資源の継続的な入手が可能になるよう、調達の分散を一層考えていかなくてはなりません。

K O Y A M A K e n

### コロナ禍で明らかになった サプライチェーンの危うさ

**小山** 分散化の重要性という点では、新型コロナウイルス感染症の大流行によるサプライチェーン（供給網）の寸断が、いかに私たちの暮らしに影響を与えたか、誰もが身を持って知ったのではないのでしょうか。日々の暮らしは身近なもので成り立っているようでいて、実はまったく身近ではない、世界中に張り巡らされたサプライチェーンに支えられています。ただ、そのサプライチェーン自体が脆弱性を持っていることを、誰もがほとんど忘れていました。

**関根** おっしゃるとおりです。グローバル化が進む中、より効率的に分業し、安



く大量に作ることに依存することで受けていた恩恵が、決して持続可能なものではないことを、コロナ禍、そしてウクライナ侵攻によって思い知らされました。これからは、コストを払ってでも、安定したサプライチェーンを構築していくことが必要です。しかしながら、特定国との分業に依存していたリスクを分散させ、新しく信頼できるサプライチェーンを作ることは、経済効率性に反する面もあり、一企業だけでサプライチェーンの隅々まで面倒をみることは到底できません。

そのような時代の流れの中、JBICのような公的機関が企業側の課題に対処するための取り組みとして、サプライチェーンの強靱化に向けて支援することが重要な局面になってきたことも、今回の法改正の背景にあります。

### 分断化された世界も、 サプライチェーンの安定化を阻害

**小山** ウクライナ侵攻やコロナの大流行だけでなく、米中対立を軸とした世界の分断



も、資源エネルギーの継続的な供給や安定したサプライチェーンに大きな影響を与えています。

米中の対立が激化したのは前のトランプ政権の頃からですが、実はそれ以前から、アメリカの力が揺らぎ、中国が急激に追い上げ、米中の力関係が変化してきた、という実情がありました。この半世紀、グローバル経済による自由貿易のもと、分業で効率を追求しコストを最小化した結果、いつの間にか中国の製造業に大きく依存するようになっていたわけです。

さらにそこに、ロシアによるウクライナ

侵攻が起き、「西側」対「中国・ロシア」という2つの軸が生まれ、そのどちらにも属さない「グローバルサウス」と呼ばれる第三極も生まれています。「戦略物資」となった資源エネルギーを巡る各国の動きは、ますます活発化していくでしょう。

このような状況下で、日本は、資源エネルギーといった重要な物資のサプライチェーンを守るために何をしなければいけないのか。JBICが果たす役割はより一層大きくなっていると考えます。

**関根** 世界の分断リスクが高まる中、戦略物資となった資源エネルギーを継続的に獲得するためには、やはり、その調達ルートやサプライチェーンの分散化を図らなくてはなりません。もちろんコストがかかります。先ほどお話ししたように、一企業で担える話ではありません。だからこそ、政府としてリーダーシップを発揮することが必要となります。補助金や政策金融を通じ、リスクコントロールをする手段を整え、「一緒に国を強くしていきましょう」というメッセージを発していくことが重要です。

そしてもちろん、政策金融機関であるJBICも、政府とともにその責任を果たしていかなければなりません。

### 脱炭素化が加速する中、 クリティカルミネラルが次の 戦略物資に?

**小山** 実は、日本で50年前に起こった第1次石油危機（オイルショック）も、資源エネルギーを特定の国や地域に依存してしまったことが要因でした。そしてまた、今回も同じようなことが起きている。私は、この先も同様なことが起こりうるのではない





か、と危惧しています。それは、「クリティカルミネラル」と呼ばれる重要鉱物への需要の急増です。

電気自動車に必要なリチウムイオン電池やレアアース、半導体などに使用されるリチウムやシリコン、ニッケルといったクリティカルミネラルは、世界中が脱炭素化の取り組みを加速する中で、今後需給が逼迫することが見込まれます。ただ、一部のクリティカルミネラルは特定の国が圧倒的なシェアを持っているため、依存は避けられません。それでも、依存をある程度まで抑制する、または適切に分散するために、どう対応するかが、今、求められていることです。

**関根** | 日本は、クリティカルミネラルといった資源を「製品化」するサプライチェーン全体の中では、その過程において、優れた技術を随所に有しています。そのため、開発・生産・調達という一連の流れの中で、関連する外国企業ともパートナーシップを組んで新しいサプライチェーンを作り上げる場合には、中心的役割を担うことにもなります。新たな強いサプライチェーンを作るために、日本が核となりながらも、オールジャパンだけではないグローバルな連携が一層求められるなか、こうした動きをファイナンスの力で支えていくことが、JBICに課せられている役割だと認識しています。

#### 構造転換には、スタートアップによるイノベーションの推進が必要

**小山** | 脱炭素化に向けた課題としては、世界の多くの国々が2050年までにカーボンニュートラルを目指しています。これから

の30年、エネルギーの需給構造を根本的に変える必要に迫られます。とてつもなく大変なことです。

今後、再生可能エネルギーは間違いなく拡大しますが、同時に、先ほど申し上げたように、クリティカルミネラルの需給逼迫や、変動型自然エネルギー（風力や太陽光など）の拡大に対応するための統合コスト増、といった課題も山積しています。そのような状況を想定すると、水素やアンモニアといった日本が強みを持つ分野をさらに活用するために、イノベーションを推進する取り組みも必要です。

**関根** | まさに、世界的なグリーン・トランスフォーメーション（GX）の動きは不可



逆的だと考えています。世界のどの国を見ても、エネルギー革命をその国の重要課題として掲げています。ただ、どのように実現していくかは、それぞれの国の事情によって道筋はさまざまです。あらゆるものにチャレンジして高みを目指し、イノベーションを重ね、軌道修正をしながら目標に向かっていくしかありません。

当然、日本にも同様のチャレンジが必要です。今回の法改正により、デジタルやグリーンなどの成長分野におけるイノベーションを生み出すスタートアップへの出融資機能が強化されました。これにより、JBICは、イノベーションの促進も含めて、世界的なGXを支えていく態勢が整いました。

**小山** | 今年（2023年）広島で開催されたG7サミットでは、あらゆる技術やエネルギー源を活用する「多様な道筋」の下でカーボンニュートラルを目指す、という姿勢が世界に示されました。欧米などの先進国がやろうとしていることを「唯一の道」とするのではなく、「多様な道筋」があることを示してグローバルサウスの国々にも寄

り添う姿勢をG7として明確にしたことは、日本の大きな貢献だと私は考えています。

そして、日本がさらに世界で存在感を保ち続けるには、日本が得意とする水素関連技術などを生かしたサプライチェーンの確立も必要です。

**関根** | そのためには、さらなる技術革新がないと実現できないと思っています。だからこそ法改正では、新技術・ビジネスモデルを活用した事業や資源開発事業、そしてスタートアップ企業に対して、特別業務勘定での支援が可能となったことには大きな意味があります。

岸田政権が打ち出した「新しい資本主義」においてもスタートアップの育成が掲げられていますので、これは政策に沿った法改正ではあるのですが、JBICにとって、「スタートアップ」を大きく前面に打ち出すのは、新しい取り組みと言えます。つまり、我々自身が時代の流れに沿って、企業の誕生・成長・安定のすべてのステージを支えていくために、より多くの企業に親しみを持ってもらえるよう変わっていかなくては



いけない。改めて、そのことを自覚しています。

#### 法改正の真の効果を 生み出すために、JBICに 求められる「プロデュース力」

**小山** | 世界は今、本当に大きく変わろうとしています。その中で、日本を含め各国は、それぞれが必要な対応を講じていかなくてはなりません。国家が政策や戦略を持って牽引していく必要があります。その支え役として重要な鍵になるのがファイナンスの力であり、日本でその中心に座っているのがJBICです。

**関根** | さまざまな課題が複雑化し、変化も早い中で、誰もが新しい世界の在り方を模索している状況です。その中で国民が安心して暮らしていけるよう、国自体が強くなるという重要な役割を果たしてきたJBICが、これからのエネルギー変革を成功裏に進めていってくれると大いに期待しています。

がありますが、一国だけで解決策を提供するのは、もう限界だとも感じています。場合によっては、得意分野を持つ他国や企業とも連携する、その繋ぎの役割も我々は担っていると考えます。

また、今後JBICが取り組んでいく資源エネルギーのサプライチェーンの構築やスタートアップへの支援などでは、ただ顧客からの依頼で動くのではなく、共に目標に向かうパートナーとしての姿勢を持って、こういった解決策があるのかを我々の側から提案していくことも必要になります。言い換えれば、これからのJBICには「プロデュース力」が求められる、と考えています。



サプライチェーンの強靱化は一企業で担える話ではない。  
「一緒に国を強くしていきましょう」  
というメッセージを発していくことが重要



JBICの目的

株式会社国際協力銀行 (JBIC) は、日本政府が全株式を保有する政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下に示した4つの分野について金融業務を行い、もって、日本および国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

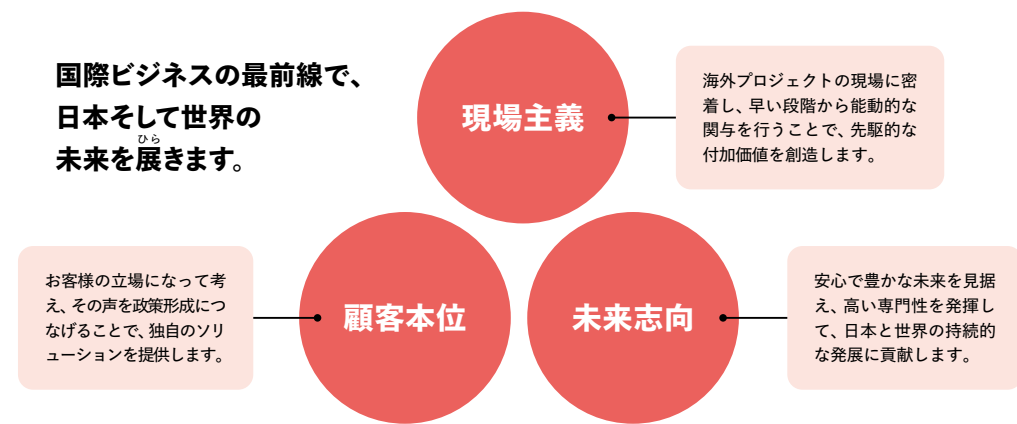
日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進	地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進
日本の産業の国際競争力の維持および向上	国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処

コーポレートスローガン

日本の力を、世界のために。  
Supporting Your Global Challenges

企業理念

JBICの目的は、設立根拠法に示されるとおり、多様な金融機能を担いつつ、「我が国および国際経済社会の健全な発展に寄与すること」にほかなりません。それを成し遂げるため、私たちは、以下に示した企業理念を定めています。ここには、私たちが、その目的の実現に向けて追求すべき「現場主義」「顧客本位」「未来志向」の三つのコアバリューが込められています。



業務運営の原則

政策金融機関として、以下を旨としつつ、国内外の経済・金融情勢等に即応して迅速・的確に、政策上必要な業務を実施します。

- 1 民業補完** 政策金融に求められる役割を適切に果たすべく、国際金融分野における民間金融機関の状況をふまえ、その補完に徹します。
- 2 収支相償・償還確実性** 法律の求めに従って、収支の健全性の確保に努め、その金融判断にあたって、融資等の回収の見込みについて十分な審査を行うよう努めます。
- 3 国際的信用の維持・向上** 業務の的確な実施および海外での効率的な資金調達のため、これまで築いてきた国際的な信用の維持・向上に努めます。
- 4 業務の専門的・主体的な遂行** 国際金融に関する専門性と主体性を発揮し、一貫した体制のもとで、円滑な業務の実施に努めます。

組織概要

名称	株式会社国際協力銀行 (英文名: Japan Bank for International Cooperation; JBIC)
本店所在地	東京都千代田区大手町1丁目4番1号
資本金	2兆1,088億円 (日本政府が全株式保有) (2023年6月21日現在)
出融資残高*	15兆9,986億円
保証残高*	1兆5,376億円

※2023年3月31日時点

海外駐在員事務所一覧 (2023年12月1日時点)

- シンガポール駐在員事務所 (アジア大洋州地域統括)**  
9 Raffles Place, #51-02 Republic Plaza, Singapore 048619  
Tel. 65-6557-2806 Fax. 65-6557-2807
- 北京駐在員事務所**  
2102, Tower C Office Building, YINTAI Center, No.2 Jianguomenwai Avenue, Chaoyang District, Beijing 100022, P.R.C  
Tel. 86-10-6505-8989 Fax. 86-10-6505-3829
- バンコク駐在員事務所**  
21st Floor, Park Ventures Ecoplex, 57 Wireless Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330, Thailand  
Tel. 66-2-252-5050 Fax. 66-2-252-5514
- ハノイ駐在員事務所**  
Unit 6.02, 6th Floor, CornerStone Building, 16 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam  
Tel. 84-24-3824-8934 ~ 6 Fax. 84-24-3824-8937
- ジャカルタ駐在員事務所**  
Summitmas II 5th Floor, Jl. Jenderal Sudirman, Kav. 61-62, Jakarta Selatan, Indonesia  
Tel. 62-21-5220693 Fax. 62-21-5200975
- シンガポール駐在員事務所 (アジア大洋州地域統括)**
- ドバイ**
- ニューデリー**
- バンコク**
- ジャカルタ**
- シンガポール**
- マニラ**
- 北京**
- モスクワ**
- パリ**
- ロンドン**
- ワシントン**
- ニューヨーク**
- メキシコシティ**
- リオデジャネイロ**
- ブエノスアイレス**
- ワシントン駐在員事務所**  
1627 Eye Street, N.W., Suite 500, Washington, D.C., 20006, U.S.A.  
Tel. 1-202-785-1785 Fax. 1-202-785-1787
- ブエノスアイレス駐在員事務所**  
Av. del Libertador No.498, Piso19, 1001 Capital Federal, Buenos Aires, Argentina  
Tel. 54-11-4394-1379.1803
- メキシコシティ駐在員事務所**  
Paseo de la Reforma 222-900B, Col. Juárez, Del. Cuauhtémoc, México D.F., C.P. 06600, México  
Tel. 52-55-5525-6790 Fax. 52-55-5525-3473
- リオデジャネイロ駐在員事務所**  
Praia de Botafogo, 228, Sala 801B, Setor A, Botafogo, Rio de Janeiro, RJ, CEP 22250-906, Brazil  
Tel. 55-21-2554-2305 Fax. 55-21-2554-8798
- ドバイ駐在員事務所**  
9th floor, West, The Gate Dubai International Financial Centre, P.O. Box 121300, Dubai, U.A.E.  
Tel. 971-4-363-7091 Fax. 971-4-363-7090
- ニューデリー駐在員事務所**  
306, 3rd Floor, World Mark2, Asset No.8, Hospitality District, Aerocity, New Delhi-110037, India  
Tel. 91-11-4352-2900 Fax. 91-11-4352-2950
- シドニー駐在員事務所**  
Suite 4102, Level 41, Gateway Tower, 1 Macquarie Place, Sydney NSW 2000, Australia  
Tel. 61-2-9293-7980
- ロンドン駐在員事務所 (欧中東地域統括)**  
7th Floor, 80 Cheapside, London, EC2V 6EE, U.K.  
Tel. 44-20-7489-4350 Fax. 44-20-7489-4350
- モスクワ駐在員事務所**  
123610 Moscow, Krasnopresnenskaya Nab.12, World Trade Center, Office No.905, Russian Federation  
Tel. 7-495-258-1832,1835,1836 Fax. 7-495-258-1858
- マニラ駐在員事務所**  
11/F, Tower 1, The Enterprise Center, 6766 Ayala Avenue corner Paseo de Roxas, Makati City, Philippines  
Tel. 63-2-856-7711 ~ 14 Fax. 63-2-856-7715, 7716
- パリ駐在員事務所**  
6-8, Boulevard Haussmann, 75009 Paris, France  
Tel. 33-1-4703-6190
- イスタンブール駐在員事務所**  
Esentepe Mahallesi, Büyükdere Cad. No:199/95, Levent 199, Kat (Floor) 20-34394 Şişli/İstanbul, Turkey  
Tel. 90-212-337-4060
- ニューヨーク駐在員事務所 (米州地域統括)**  
712 Fifth Avenue 26th Floor, New York, NY 10019 U.S.A.  
Tel. 1-212-888-9500 Fax. 1-212-888-9503

主な業務内容

- 輸出金融** 日本企業や日系現地法人等の機械・設備や技術等の輸出・販売を対象とする融資。外国の輸入者(買主)または外国の金融機関等に対するものがある。
- 輸入金融** 日本企業による資源等の重要物資の輸入や、日本企業・日系企業が事業展開する海外において資源を引き取る場合を対象とした融資。日本の輸入者や海外で資源を引き取る日本企業・日系企業に対するもの、外国の輸出者に対するものがある。
- 投資金融** 日本企業の海外投資事業に対する融資。日本企業(投資者)に対するもの、日系現地法人(合併企業含む)またはこれに貸付・出資を行う外国の銀行・政府等に対するものがある。
- 事業開発等金融** 開発途上国等による事業および当該国の輸入に必要な資金、当該国の国際収支の均衡や通貨の安定を図るために必要な資金、日本の経済活動・国民生活に必須の重要物資・技術のサプライチェーンや産業基盤に組み込まれた外国企業(特定外国法人)の海外事業に必要な資金等を供与するもの。
- 出資** 海外において事業を行う日本企業の出資法人や海外において新たに事業を行う国内のスタートアップ企業等、日本企業等が中核的役割を担うファンド等を対象として出資するもの。
- 保証** 民間金融機関等の融資および開発途上国政府や現地日系企業等の発行する公社債に対する保証、通貨スワップ取引への保証、他国輸出信用機関が行う保証への再保証等、保証機能も活用した支援。



# ACCESS



〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号  
TEL: 03-5218-3100 FAX: 03-5218-3955

東京メトロ東西線竹橋駅 3b出口  
東京メトロ大手町駅より徒歩5分  
(法務・コンプライアンス統括室、IT統括・与信事務部：  
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館 14階  
東京メトロ大手町駅 C2b出口)



〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目2番22号  
ハービスENTオフィスタワー23階  
TEL: 06-6345-4100 FAX: 06-6345-4102

JR大阪駅桜橋口より徒歩2分、JR東西線北新地駅西改札より徒歩4分  
阪神大阪梅田駅西改札、Osaka Metro四つ橋線西梅田駅北改札より徒歩すぐ  
Osaka Metro御堂筋線梅田駅南改札より徒歩5分  
Osaka Metro谷町線東梅田駅北改札より徒歩6分  
阪急大阪梅田駅中央改札口より徒歩12分

## JBIC Today

2023年特別号

発行／株式会社国際協力銀行  
企画部門 経営企画部 報道課

〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号  
TEL 03-5218-3100

ホームページ

Facebook

Instagram



この印刷物は、大豆油インキを包含した植物油インキを使用しています。



※本紙に掲載されている画像、文章の無断転用・無断掲載はお断りします。